

# 第1回（仮称）仙台市犯罪被害者等支援条例に関する懇話会 議事録

- 日 時： 令和5年12月27日（水） 14時～15時30分
- 場 所： 仙台市役所上杉分庁舎 2階第2会議室
- 出席委員： 赤井由紀子委員、石田充広委員、小野千賀子委員、桑原和也委員、  
佐々木玲子委員、高村裕子委員、田中智仁委員、長谷川栄委員
- 事務局： 大村仁生活安全安心部長、高橋仁市民生活課長、鈴木幸太郎市民生活係長、  
高橋和希市民生活係主任
- 議 題： 1 開会  
2 委員紹介  
3 座長選出  
4 懇話会の進め方について  
5 犯罪被害者等支援の現状と方向性について  
6 意見交換  
7 その他  
8 閉会
- 配布資料： 資料1 （仮称）仙台市犯罪被害者等支援条例に関する懇話会設置要綱  
資料2-1 懇話会の公開・非公開について  
資料2-2 傍聴に係る遵守事項（案）  
資料3 犯罪被害者等支援の現状と方向性について  
資料4 刑法犯罪種別認知・検挙件数・検挙人員 対前年比較  
資料5 宮城県警察による各要領による犯罪被害者等支援  
資料6 犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況  
資料7 政令指定都市 犯罪被害者支援施策の実施状況（R5年4月時点）  
<参考資料>
- ・令和5年度版犯罪被害者白書（抜粋）
  - ・宮城県犯罪被害者等支援条例

## 議題 1 開会

冒頭、懇話会開催にあたり、天野元市民局長が挨拶をした。

## 議題 2 委員紹介

事務局から各委員を紹介した。

## 議題 3 座長選出

委員の互選により、田中智仁委員が、座長に選出された。

○座長職務代理者の選任について

田中座長が、桑原委員を職務代理者として指名した。

## 議題 4 懇話会の進め方について

○懇話会の公開について

事務局から、資料 2-1 に基づき、原則公開とし、個人情報について話し合う等の必要がある場合には、その部分について非公開とすること、懇話会の傍聴に係る遵守事項を資料 2-2 とすることを提案した。

また、審議の透明性を確保するため、委員の発言要旨を議事録として作成し、公表する。各回終了後に公表することを提案した。

<各委員同意>

○議事録署名委員について

田中座長から、議事録署名委員を毎回 1 名選出することとし、第 1 回を赤井委員、第 2 回を石田委員、第 3 回を小野委員、第 4 回を桑原委員とすることを提案した。

<各委員同意>

## 議題 5 犯罪被害者等支援の現状と方向性について

事務局から、資料 3、4、6 及び 7 に基づき説明を行った。

石田委員から、資料 5 に基づき、宮城県警察で実施している支援について説明を行った。なお、資料 5 中「強制性交等、強制わいせつ」の表記については、令和 6 年 7 月 13 日改正の刑法により、現在は「不同意性交等、不同意わいせつ」となることが補足された。

○質疑

(桑原委員) 資料 7 について質問である。主な論点として「□」がつけられているが、「□」がついていないものについては、条例なり支援メニューから外すということなのか。

(鈴木市民生活係長) 実施が困難である、あるいは必要性がほかの制度で賄われていることから、支援メニューに含めない方向で考えている。

(桑原委員) 損害賠償援助については、実情からすると、かなり必要な制度だと考えているので、その方向で意見したいと思っている。支援メニューに加えるか結論は別として、論点には入れていただきたい。

(鈴木市民生活係長) 承知した。

## 議題 6 意見交換

(赤井委員) 最近のニュースを見ても悲惨な事件が起きている。平穏な暮らしを保つことの難しさを感じる。本日、仙台市の基本的な考え方を聞いたが、犯罪の種類も幅広いものがあるので、一つの事件に焦点を当てるだけでなく、幅広い視野で検討をしていくべき

だと思一方、その難しさも考えられる。条例の制定が、政令市の中でも遅い部類となる。先行する都市の課題も見えていると思うので、それらを反映させていくべきである。仙台市の特色ある支援を検討したいとのことだが、特色ある支援という言い方に違和感がある。仙台市の現状を踏まえて、その特性にあった内容であるといいと思う。

(石田委員) 仙台市が目指す条例の方向性は良いと思う。警察は、どの機関よりもいち早く被害者と接触して支援を開始する。その中で、その後の生活再建に係る中長期的な支援、金銭的な支援が必要との声はよく聞く。被害者の世帯構成によってもニーズは異なってくる。警察でも様々な支援を行っているが、収入減少、保育、日常生活、住居といった部分について、警察として担う限界がある一方で、ニーズも多く聞く。心理面の回復のためのカウンセリングについて、体感的に重要性が増していると感じており、警察内部にも公認心理師等の資格を有する部内カウンセラーを配置し、警察職員としてのカウンセリング対応もしているが、心理的ケアを十分に図れていない実感がある。金銭的な支援等について、市としてどう支援を充実させていくかが重要であると考えている。条例は、他政令市と同等で良いとしても支援メニューをどのぐらい構築していくかが今後の議論で大切である。

(小野委員) 支援センターで支援をする人に対して、センターで提供できる支援メニューの説明をするが、被害直後は中々説明を飲み込めない人がいる。外出できなくなったり、家族にも頼れなかったりするケースがある。そうした方にとって、条例があると生活支援の面でも、一人でできないことも行政の支援があれば、少しでも回復につながると考える。他都市の状況を見ると支援メニューの利用実績が低いものもあるが、実績がなくても必要な人に支援が必要な方に利用されるように幅広く用意することが必要であると思う。また、飛び降り自殺に巻き込まれて被害にあった方や知床沖での観光船が沈没して亡くなった方といった過失犯による被害者も、条例で支援の対象にしていない自治体が多いと思うが、支援の対象にできると良い。被害者の中には、自分が助けを求めているのか、自分はそういう立場ではないのではないかと自問する人もいるので、被害者支援制度について、周知、啓発が必要であり、声を出せない方に声をかけてあげられるような周囲の理解が進むことが大事である。

(桑原委員) 条例の方向性については問題なく、先行する政令市を参考にすることも間違いではないと思う。犯罪被害者支援において「お金」に関する支援は手厚い方がいいと思う。先ほどの損害賠償援助の件についても、確定判決が出ても加害者に資産がなければ賠償は実現されない。それならば損害賠償請求訴訟を辞めようという被害者もこれまでにいた。世帯の状況によっては、収入が大幅に落ち込むことがあり得る。普通は加害者に請求するが、加害者に資力がなければ賠償は実現されない。その点をカバーできる制度が必要になってくる。財政的課題はあると思うが、その点においては、立替払い制度は役立つと考える。この制度で先行している明石市の状況を聞くと、実績があるが年間予算としてはそれほど使っていないと聞いた。特色ある支援ということだが、弁護士会でも他都市の特色ある制度を調べている。教育活動の推進、大学と協力して啓発を行うであるとか、二次被害の防止に取り組むという施策があっても良い。資料7にあるとおり神戸市は支援が充実している。他都市の特色あるものを取り入れるのもいいのではないか。

(佐々木委員) 資料6の各政令市の条例の記載項目の中に「連携協力」に関するものがある。大事な項目であるので、委員同士で議論できると良いのではないか。

(高村委員) 市で条例を作る意義を考えることが大事である。警察の支援は、犯罪被害とい

う非日常的な現実を乗り越えるためのものであると思う。そうすると、市の支援は、被害後の生活をしやすくするもの、ということになると思う。警察や他の機関での支援と重複しない方がよいのではないかと、他で利用できるものがあるのであれば、あえて市でもメニューとして用意する必要があるか否かについて精査すべきだと考える。財政的にも被害者支援ばかり厚くしてしまうと、被害に遭われていない一般の市民の納得が得られなくなるのではないかと懸念もあるので、他の市民の納得感を得られるようなバランスの取れた支援メニュー作りを期待したい。特色ある支援ということだが、単に他都市で未実施の支援を探そうとか、まだ手を付けられていないところに手を付けようということではなく、仙台市の特徴とは何か考えることが大事である。たとえば学生が多いとか、市内でも地域による違いがあると思うので、そうした意識をもって考えるべきである。

(長谷川委員) 国、県、警察、市町村と役割分担を明確化するのが良い。被害者やその家族がどこに相談したらよいのかははっきりすると良いと思う。たとえば、県警で実施しているものは、市でやる必要はない。ただし、適切にそのサービスを受けられるように手続きをしっかりと整えてほしい。被害直後はパニック状態になるので、どこに相談すればよいのか、どのような相談をすればよいのかわからなくなるので、それらにえられる体制を作ってほしい。被害直後、初期、中期、長期でそれぞれ支援のニーズは異なる。犯罪の内容や家族構成によってもそのニーズは変わるものである。

また、実体験として、色々な制度を活用する際に、役所ごとに書類提出を求められるが、同じ書類を複数用意しなければならないのは腑に落ちないし、手続きに時間がかかってしまう。

さらに、国の給付金は、給付まで時間を要する。1年ぐらいかかった。制度改革が検討されているが、国からの給付を受けられるまでの間の経済的支援をどうするのか考えることが必要である。市で見舞金を支給するならば、なるべく早急に支給される制度となることを期待したい。

(田中座長) 各委員の意見を聞くと、前半は、必要な支援や特色ある支援についての意見、後半が、役割分担を明確にし、重複するものは精査すべきという意見の両方が出たように感じられた。警察では困難である支援、たとえば被害によって収入が減少した場合の支援であるとかそういった部分が現状ではカバーできていないので、条例等によって、支援していくべき部分であると感じた。一方で、実施を検討している支援メニューを挙げてもらったが、他の施策との調整があったときに、かえって複雑化してしまうことがあるので、今一度精査できるとよい。

資料7の京都市のその他の項目を見て、興味深いものがあった。京都市は、インバウンドでの外国人観光客が多いであろうからこうした取り組みも理解できる。仙台市も外国人労働者が増えており、外国人が犯罪被害に巻き込まれることも十分考えられる。そうした方が支援を受けやすくなるよう、通訳や多言語に対応した窓口の設置が考えられる。

昨今の物価高を踏まえると、各都市の見舞金の金額が適切であるのか検討に値するのではないかと。条例制定は平成時代のものもあるので、そのときと経済情勢も変化しているのではないだろうか。

(田中座長) 各委員から様々意見がありましたが、事務局としてはいかがでしょうか。

(大村生活安全安心部長) 活発にご意見をいただき感謝申し上げます。ポイントとして、役割

分担を明確にし、制度の重複を避けるべきか否かといったところがあるように思う。被害者支援として支援メニューを拡張しない部分はどのようにするのか、既存制度で同様の支援を行う機関との連携を図れないのかについて検討を要する部分だと考える。支援を受けるにあたって、手続きが煩雑にならないように、というご意見もあった。手続きを簡略化できないかという点は、制度を定めていく中で検討していきたい。本日いただいたご意見を参考に庁内で議論を進め、次回の懇話会で条例骨子案や支援メニューの骨子案をお示ししていきたいと考えているので、さらにご議論いただきたい。

#### **議題7 その他**

意見等なし

#### **議題8 閉会**

第2回懇話会の第一候補日は、令和6年3月5日（火）午後、第二候補日は、令和6年2月27日午前とした。詳細は、事務局から連絡することとした。

※その後、調整の結果、第2回懇話会の開催日は、令和6年3月19日（火）となった。

令和6年 月 日

座 長（署名欄）

---

署 名 委 員（署名欄）

---